

## 南花台八丁目戸建

面積	30,592.72m <sup>2</sup>
区画数	159区画
認可年月日	認可 H16.4.2
有効期間	10年 自動更新後10年(永久更新)
用途地域	第1種低層住居専用地域

### ■概要

- 建築物は2区画以内について1棟とし、かつ、住戸は2戸以内とする。また、1区画内を分割してはならない。
- 建築することができる建築物の用途は、次に掲げるものとする。
  - (イ) 専用住宅
  - (ロ) 専用住宅以外(店舗兼用住宅・教室等)は、影響を受ける住民各位の意向を尊重し、八丁目全体の客観的な意見に基づいて運営委員会で協議し、承認する。
- 建築物の階数は、地階を除き2階以下とする。
- 建築物の高さは、地盤面より9.0m、軒の高さは7.0mをそれぞれ超えてはならない。
- 敷地境界線からの建築物の外壁後退距離は、道路に接する敷地の部分については、1.5m以上とし、その他については1.0m以上とする。
- 敷地周囲の境界部は、基本的に開放感を保てる構造が望ましい。  
隣地境界においては、風通し・目隠し・日照・美観・利便等に関し、施工側は、隣接側の意向を配慮し話し合うものとする。なお、道路境界においては、極力緑化に努める。
- 道路に面している擁壁面に施工するくずれ石積み等の構造物については、安全・防災を考慮し、人工地盤(工作物を含む)については設置してはならない。
- 地盤の高さを変更してはならない。  
ただし、造園及び車庫の築造による一部の変更はこの限りではない。
- 門、車庫等の扉は、開放時に敷地境界線を越えないものとする。
- 道路の隅切部分は、交通の安全を確保するため、車庫の出入口にしてはならない。
- 建築物の外壁色は、建築協定の主旨を損なわないよう調和のとれた色彩とする。
- 建築物・建築設備等の形態は、当該住宅環境に調和したものとする。
- 敷地内の空き地は、極力緑化に努める。  
また、花壇は極力保存に努め、道路側の花壇の高さは、擁壁高さの1/2かつ、1m以下とする。